

諫早市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年2月19日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

## 令和元年度普通財産実地監査（随時監査）結果報告

### 1 監査の対象

#### 普通財産（土地）

番号	所在地	地籍	地目
1	永昌町 377-2	1,923.51 m <sup>2</sup>	宅地
2-①	高来町下与 435-2 の一部	781.17 m <sup>2</sup> /1,831.17 m <sup>2</sup>	宅地
2-②	高来町下与 445	3,573.37 m <sup>2</sup>	宅地

### 2 監査の実施日 令和元年11月25日（月）

### 3 監査の方法

諫早市普通財産実地監査実施要項に基づき、普通財産の中から抽出し、それらに関する地番図等関係書類の提出を求め、普通財産の適正な管理及び効率的な運用が行われているかについて、書面審査及び実地調査を行った。

また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

### 4 監査の着眼点

- ① 財産は財産台帳と合致しているか。
- ② 遊休地は適切に管理されているか。
- ③ 遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。
- ④ 不法占拠されているものはないか。
- ⑤ 財産は効率的に運用されているか。
- ⑥ 貸付の有償無償の判断は適切か。
- ⑦ 違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はないか。

### 5 監査の結果

監査を実施した普通財産については、おおむね適正な管理及び効率的な運用が行われており、特に指摘する事項等は見受けられなかった。

なお、監査の際の軽微な注意事項については、関係職員に対し、口頭でその改善を求めた。